

社会福祉法人明翠会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明翠会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条に基づき、評議員及び役員の報酬等の支給基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

2 この規程でいう特定役員とは、理事長及び業務執行理事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 特定役員については報酬及び退職金を支給することとし、賞与は支給しない。
- (2) 特定役員以外の役員が評議員会及び理事会に出席した場合は、費用弁償する。
- (3) 特定役員以外の役員等が評議員会及び理事会の出席を除いて、法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、費用弁償する。

(特定役員の報酬等の算定方法)

第4条 特定役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職金については、当法人役員退職金規定により算出される額
- (3) 通勤手当については、当法人給与規定第7条の規定に準ずる額

(特定役員以外の役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第5条 特定役員以外の役員並びに評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、無報酬とする。
- (2) 退職金については、当法人役員退職金規定により算出される額
- (3) 役員が法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2に定めた額の費用を弁償する。
- (4) 役員等が評議員会及び理事会に出席した場合は、費用弁償額を別表3のとおり支払う。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 特定役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、当法人給与規程第3条2項に準じた日とする。
- (2) 退職金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、速やかに支給する。
- 2 特定役員以外の役員並びに評議員に対する報酬等は、理事長が別に定める日とする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに特定役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 特定役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数等を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、特定役員が死亡により退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その生じた時点で切捨てるものとする。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1.この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 8 月 23 日に改定する。

この規程は、令和元年 6 月 20 日に改定する。

2.社会福祉法人明翠会役員等の報酬、諸手当及び費用弁償に関する規程は廃止する。

別表 1 (特定役員報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000 千円を上限として、評議員会で決議された額
業務執行理事	月額 1,000 千円を上限として、評議員会で決議された額

別表 2 (特定役員以外の役員等の費用弁償額)

(1) 評議員

	費用弁償の額
法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円

(2) 理事および監事

	費用弁償の額
法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円

別表 3 (特定役員以外の役員等の費用弁償額)

区分	費用弁償の額
理事会及び評議員会に出席 (1 回につき)	5,000 円